
監 査 公 表

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月15日

高知県監査委員	桑名	龍吾
同	土居	央
同	奥村	陽子
同	植田	茂

定期監査結果報告（令和3年度第1回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関234機関（出先機関125機関を含む。）のうち出先機関42機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和2年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

（1）健康政策部安芸福祉保健所

令和2年度生活困窮者自立支援事業委託料を過大に支出していた。

受託者である奈半利町社会福祉協議会から提出された令和2年度生活困窮者自立相談支援事業（安芸福祉保健所管内町村）の完了報告書について、添付された収支報告書の消費税及び地方消費税額が誤っているにもかかわらず、適正なものとして額を確定していたものである。

これは、地方自治法第232条第1項の普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するという規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 農業振興部須崎農業振興センター

小屋ガ谷池地域ため池総合整備堤体工事に係る土地等の売買に関する契約書に土地の引渡期限を記載していないものがあった。

契約書に履行期限を記載することが定められているにもかかわらず、記載内容の確認を怠ったため、土地の引渡期限を記載していない契約を締結していたものである。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項第4号の契約担当者は、契約者を決定したときは、遅滞なく契約の履行期限及び履行場所を記載した契約書を作成するという規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(3) 公営企業局あき総合病院

令和2年7月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当を支給していた。

職員の通勤手当については、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条において、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないとされているにもかかわらず、通勤状況の確認を怠ったため、給与システムの月例報告変更の入力がされず通勤手当が支給されていたものである。

これは、高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）第2条第1項において、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によると定められており、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないという通勤手当に関する規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(4) 教育委員会盲学校

会計年度任用職員への病気休暇の付与を誤り、本来減額すべき報酬を出勤として処理していたため、過払になっていた。

休暇を取得する際は、紙の休暇届に休暇の種類、期間、日数等を記載して申請し、所属長が承認している。休暇の残日数管理も手処理となっており、病気休暇を付与する際、病気休暇の残日数を数え誤ったため、有給の病気休暇を1時間多く付与していたものである。

これは、職員の給与の減額について定めた公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第17条の職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給するという規定に反する不適切な事務処理である。

所属のチェック体制を強化すること、また、会計年度任用職員の休暇管理がしやすい方法の検討を行う等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表 1 (監査対象機関)

機関名		機関名	
知事 部 局	危機管理部	知事 部 局	林業振興・環境部
	消防学校		嶺北林業振興事務所
	健康政策部		中央西林業事務所
	安芸福祉保健所		須崎林業事務所
	中央西福祉保健所		水産振興部
	須崎福祉保健所		水産試験場
	幡多福祉保健所		公営企業局
	衛生環境研究所		あき総合病院
	食肉衛生検査所		教育委員会
	子ども・福祉政策部		教育センター
	精神保健福祉センター		中部教育事務所
	希望が丘学園		西部教育事務所
	幡多児童相談所		青少年センター
	女性相談支援センター		心の教育センター
	文化・生活スポーツ部		春野高等学校
	消費生活センター		窪川高等学校
	商工労働部		宿毛工業高等学校
	紙産業技術センター		盲学校
	高知高等技術学校		高知ろう学校
	農業振興部		高知若草特別支援学校
	安芸農業振興センター		警察本部
	中央西農業振興センター		須崎警察署
	須崎農業振興センター		窪川警察署
	幡多農業振興センター		
	農業技術センター		
	農業技術センター果樹試験場		
	農業技術センター茶業試験場		
	畜産試験場		
	中央家畜保健衛生所		
	西部家畜保健衛生所		

別表2 (実施機関別の指摘事項及び注意事項)

() : 指摘事項の件数で内数

知事 部局	機関名	事務区分								計
		共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品等 管理事務	土木・建築工事 に関する事務	検討	
	危機管理部									
	消防学校									
	健康政策部			2 (1)	1					3 (1)
	安芸福祉保健所			1 (1)						1 (1)
	中央西福祉保健所									
	須崎福祉保健所									
	幡多福祉保健所									
	衛生環境研究所			1	1					2
	食肉衛生検査所									
	子ども・福祉政策部			1	1					2
	精神保健福祉センター									
	希望が丘学園				1					1
	幡多児童相談所									
	女性相談支援センター			1						1
	文化生活スポーツ部									
	消費生活センター									
	商工労働部			1	3					4
	紙産業技術センター				1					1
	高知高等技術学校			1	2					3
	農業振興部			1	5 (1)		1			7 (1)
	安芸農業振興センター						1			1
	中央西農業振興センター									
	須崎農業振興センター				3 (1)					3 (1)
	幡多農業振興センター				1					1
	農業技術センター			1	1					2
	農業技術センター果樹試験場									
	農業技術センター茶業試験場									
畜産試験場										
中央家畜保健衛生所										
西部家畜保健衛生所										
林業振興・環境部					2				2	
嶺北林業振興事務所										
中央西林業事務所					1				1	
須崎林業事務所					1				1	
水産振興部			1						1	
水産試験場			1						1	

() : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								計
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品等 管理事務	土木・建築工事 に関する事務	検討	
公営企業局		3	3 (1)	4					10 (1)
あき総合病院		3	3 (1)	4					10 (1)
教育委員会	1		2 (1)	2					5 (1)
教育センター				1					1
中部教育事務所									
西部教育事務所									
青少年センター									
心の教育センター	1								1
春野高等学校									
窪川高等学校									
宿毛工業高等学校									
盲学校			2 (1)						2 (1)
高知ろう学校				1					1
高知若草特別支援学校									
警察本部									
須崎警察署									
窪川警察署									
計	1	3	11 (3)	16 (1)	2	1	0	0	34 (4)

別表3（事務区分別の指摘事項及び注意事項）

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合 (%)	
共通	0	1	1	2.9	・決裁漏れ
収入事務	0	3	3	8.8	・収入調定の遅延 ・納入通知書によらずに請求書を送付
支出事務	3	8	11	32.4	・委託料の過大支出 ・通勤手当の支給誤り ・報酬（会計年度任用職員）の支給誤り ・経費支出何の作成漏れ 等
契約事務	1	15	16	47.1	・契約書の不備（引渡期限及び暴力団排除措置の記載漏れ） ・見積書の徴取漏れ ・施行何の作成漏れ ・契約書等で提出する旨を定めた書類の受領漏れ 等
補助金の交付に関する事務	0	2	2	5.9	・交付決定（変更）の不備 ・補助金の事務取扱要領で定めた書類の受領漏れ
財産・物品等管理事務	0	1	1	2.9	・郵便切手類等出納簿の記帳漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	0	0	0	
計	4	30	34	100.0	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。